

# 生物多様性条約第6回国別報告書(案)に対するパブリックコメントへの回答

(5団体・2個人から計23件の意見)

※本表におけるページ及び行は、パブリックコメント版のものを指す。

No.	ページ	国別目標 (主要行動目標)	セクション	(番号)	意見内容	回答案	修正あり (○)
1	3	A-1 (A-1-1)	II	(1)	<p>・第2パラグラフではJ B I Bの活動のみを日本企業の取組み事例として記載しているが、経団連自然保護協議会においても第5回国別報告書（2014年3月）以降、各種の取組みを行なっているので、企業、経済界の活動として、それを最初に追加して記載して頂きたい。</p> <p>・具体的な追記案は次のとおり。 (第1パラグラフの後ろ)</p> <p>「・経団連自然保護協議会では生物多様性を通じた東北復興支援の一環として、2014年5月に震災メモリアルパーク中の浜において「復興ふれあいの森」の植樹を実施するとともに、地元の小学生に対して、「復興ふれあいの森」を活用した環境教育を継続して実施している。また、国内外の自然保護プロジェクトに対し、経団連自然保護基金を通じた支援を設立以来続けているが、2017年には同協議会創設25周年記念特別事業として、3つのNGOが連携・協働し、6カ国・地域にわたって行なう環境教育・人材育成プロジェクトに3年間で総額1.5億円の助成を行なうことを決定した。このほか、生物多様性アンケートの実施、企業向け環境講座の開設、講演会等による経団連生物多様性宣言の普及活動、生物多様性民間参画パートナーシップの会員会合の開催等、生物多様性の普及・啓発・教育・人材育成活動に積極的に取り組んでいる。」</p>	<p>ご意見を踏まえ、国別目標A-1 P.3 セクションII (1) A-1-1に、次のとおり経団連自然保護協議会の取組を追記します。</p> <p>・経団連自然保護協議会では生物多様性を通じた東北復興支援の一環として、2014年5月に震災メモリアルパーク中の浜において「復興ふれあいの森」の植樹を実施するとともに、地元の小学生に対して、「復興ふれあいの森」を活用した環境教育を継続して実施している。また、国内外の自然保護プロジェクトに対し、経団連自然保護基金を通じた支援を設立以来続けているが、2017年には同協議会創設25周年記念特別事業として、3つのNGOが連携・協働し、6カ国・地域にわたって行なう環境教育・人材育成プロジェクトに3年間で総額1.5億円の助成を行なうことを決定した。このほか、生物多様性アンケートの実施、企業向け環境講座の開設、講演会等による経団連生物多様性宣言の普及活動、生物多様性民間参画パートナーシップの会員会合の開催等、生物多様性の普及・啓発・教育・人材育成活動に積極的に取り組んでいる。</p>	○
2	3	A-1 (A-1-1)	II	(1)	<p>・意見内容： 実施状況に、電機・電子4団体の活動実績も入れて頂き、我が国の産業界における積極的な取り組みについて発信を頂きたい。追加文を以下の通り提案する。</p> <p>・追加文案 2011年5月に発足した電機・電子業界4団体が共同運営する「環境戦略連絡会 生物多様性ワーキング・グループ」は、教育・啓発ツール「Let's Study Biodiversity」(2014年)の制作、「業界行動指針」(2015年)の策定、「生物多様性保全活動事例データベース」(2016年)の制作公開、簡単な取組みに特化した手引き書「企業が取り組むはじめての生物多様性 Let's Try Biodiversity」(2018年)の制作や、セミナー・勉強会の開催を通じて、企業を対象とした生物多様性保全の普及啓発と活動の進展に向けた支援策を講じるとともに、会員企業の活動状況についてモニタリングを継続している。</p>	<p>ご意見を踏まえ、国別目標A-1 P.3 セクションII (1) A-1-1に、次のとおり電機・電子4団体の取組を追記します。</p> <p>・2011年5月に発足した電機・電子業界4団体が共同運営する「環境戦略連絡会 生物多様性ワーキング・グループ」は、教育・啓発ツール「Let's Study Biodiversity」(2014年)の制作、「業界行動指針」(2015年)の策定、「生物多様性保全活動事例データベース」(2016年)の制作公開、簡単な取組みに特化した手引き書「企業が取り組むはじめての生物多様性 Let's Try Biodiversity」(2018年)の制作や、セミナー・勉強会の開催を通じて、企業を対象とした生物多様性保全の普及啓発と活動の進展に向けた支援策を講じるとともに、会員企業の活動状況についてモニタリングを継続している。</p>	○
3	3~5	A-1	II	(1)	3~5ページのセクション2、(1)に関して 現在CBDで話し合われている「エネルギー・鉱工業」および「製造・加工業」分野における主流化についてふれられていない。これらの分野はCBDのプロセスにおいて2017年から盛んに議論され、CBD-SBSTTA21では「地球規模生物多様性概況第5版の「生物多様性の保全と持続可能な利用」に今回の分野を主流化するための情報を含める」などといった取り組みの方向性も示されている。また、「生物多様性と主流化」の議題自体は、2015年から取り扱われている。このように主流化は、今後も様々な分野が話し合っていくであろう議題であり、現在話し合われている分野は、順次対応していく（国別報告書に載せていく）べきである。	国別報告書は、CBDにおける議論や決議への対応状況を記載するものではなく、愛知目標に沿って各国が設定した国別目標（日本は生物多様性国家戦略2012-2020に位置づけて設定）の達成状況等を報告するものであることから、原案のとおりとします。なお、分野別に分類はしていませんが、民間事業者の取組は報告書に記載しています。また、事業活動と生物多様性の関連性に関しては、全ての業種について「生物多様性民間参画ガイドライン」に別途取りまとめており、海外にも発信する予定です。	
4	4	A-1 (A-1-2)	II	(1)	4ページの33行目において、「また、生物多様性と生態系サービスが…必要な調査・検討を行った」とあるが、どのような調査・検討かもう少し具体的にすべきである。	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>生物多様性と生態系サービスにかかる将来予測や経済価値評価を実施した。また、生物多様性と生態系サービスが社会経済活動の意思決定に組み込まれるために有効な方策を検討することを目的として、学術研究の支援や具体的な事例を対象とした評価の試行を行った。</p>	○

No.	ページ	国別目標 (主要行動目標)	セクション	(番号)	意見内容	回答案	修文あり (○)
4	8	A-1	II, III	-	この10年で民間団体によりすすめられた「環境教育者の人材育成」についても取り組み及び成果を明記すべき。例えばP.4には「日本自然保護協会や自然体験活動推進協議会、日本シェアリングネイチャー協会などによる環境教育のリーダー人材の養成もこの7年間継続して実施されている。例えば日本自然保護協会では、愛知目標の決議以降、これまでに約4,300人の「NACS-J自然観察指導員」が養成された。」と追記し、その成果としてセクション3に「全国で活動する約8,500人の自然観察指導員によって、年間のべ130万人に対して自然観察の機会提供がなされている（日本自然保護協会2016年アンケート調査結果より）」と追記する。	ご意見を踏まえ、国別目標A-1 P.4 セクションII (1) A-1-1及びP.8セクションIII (4) に、次のとおり追記します。  P.4：・各種団体により、環境教育のリーダー人材の育成が行われている。  P.8：・日本自然保護協会や自然体験活動推進協議会、日本シェアリングネイチャー協会などが環境教育のリーダー人材の養成を実施しており、例えば日本自然保護協会では、愛知目標の決議以降、これまでに約4,300人の「NACS-J自然観察指導員」を養成した。また、全国で活動する約8,500人の自然観察指導員によって、年間のべ130万人に対して自然観察の機会提供が行われている（日本自然保護協会2016年アンケート調査結果）。	○
5	5	A-1 (A-1-5)	II	(1)	目標A-1-5の実施事項について、民間業界による成果も追記すべき。たとえば、「電機電子4団体環境戦略連絡会生物多様性ワーキンググループでは、生物多様性保全の取組みをこれから始めたい事業者、主に400社以上に上る会員企業、を対象に「企業が取り組むはじめての生物多様性 Let's Try Biodiversity! (LTB)」を発行し、中小企業による事業活動における生物多様性的配慮や、生物多様性保全活動のスタートアップを支援している。」などと追記すべき。	ご意見を踏まえ、国別目標A-1 P.3 セクションII (1) A-1-1に、次のとおり電機・電子4団体の取組を追記します。  ・2011年5月に発足した電機・電子業界4団体が共同運営する「環境戦略連絡会 生物多様性ワーキング・グループ」は、教育・啓発ツール「Let's Study Biodiversity」(2014年)の制作、「業界行動指針」(2015年)の策定、「生物多様性保全活動事例データベース」(2016年)の制作公開、簡易な取組みに特化した手引き書「企業が取り組むはじめての生物多様性 Let's Try Biodiversity」(2018年)の制作や、セミナー・勉強会の開催を通じて、企業を対象とした生物多様性保全の普及啓発と活動の進展に向けた支援策を講じるとともに、会員企業の活動状況についてモニタリングを継続している。	
6		A-1 (A-1-1)	II	(4)	目標A-1-1の評価について、民間団体による主流化の取り組みについて大きな成果が上がったことを明記すべき。たとえば国際自然保護連合日本委員会がすすめる「にじゅうまるプロジェクト」は、様々な分野のネットワーク組織が複数同時登録を行ったことで登録数が大きく増加した。特に貢献の大きかった「田んぼの生物多様性10年向上プロジェクト」（日本ラムサール・ネットワークが実施しているプロジェクト）などについても取り上げるべき。	ご意見を踏まえて、国別目標A-1 P.6 セクションII (4)、P.8 セクションIII (4)、P.9 図6にそれぞれ以下の文言に修正します。  P.6 セクションII (4) ・生物多様性自治体ネットワークへの参加自治体数など国別目標A-1に関する指標の多くは増加傾向にあり（セクションIII(7)を参照）、特に、自ら宣言して愛知目標の達成に向けて生物多様性に関する取組を行う市民団体・企業・自治体等を登録する「にじゅうまるプロジェクト」の登録数は大幅に増加しているなど、生物多様性の社会における主流化に向け一定の進捗が見られた（その成果はセクションIII(7)図6を参照）。	
						P.8 セクションIII (4) ・国別目標A-1 の関連指標について、セクションIIで報告した事項に加え、以下に記載した関連指標等の動向を総合的に勘案した結果、生物多様性自治体ネットワークへの参加自治体数や生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数の増加など、関連指標群の多くに進捗が認められるほか、市民団体・企業・自治体等を対象に「生物多様性の社会における主流化」に向けた普及啓発活動等を継続的に実施するなど様々な取組を推進しており、民間団体等が連携した取組が増加するなど、目標に向けて進捗していると評価できる。  P.9 図6 ・(動向)大幅に増加している	

No.	ページ	国別目標 (主要行動目標)	セクション	(番号)	意見内容	回答案	修正あり (○)
6	6	A-1	II	(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2パラグラフでは、データの出典が『生物多様性に関するアンケート（2017年2月）』と明記されている。それに対して、第3パラグラフでは、「一方で、生物多様性の言葉の認知度・・・などの指標は減少傾向にあることから、・・・」とあるだけでデータの出典の記載がないため、あたかも経団連自然保護協議会等が実施した「生物多様性に関するアンケート」で生物多様性の言葉の認知度が下がっていると言っているように読めてしまう。</li> <li>・「生物多様性に関するアンケート」も2017年2月は誤りで、正しくは2018年2月であり、対象も経団連会員企業だけでなく、生物多様性民間参画パートナーシップに参加している企業からも回答をもらっている。</li> <li>・第2パラグラフの出典のアンケートは企業向け、第3パラグラフの出典のアンケートは個人向けであることを明記するとともに、第3パラグラフでも第2パラグラフと同様、カッコ書きで出典の記載をして頂きたい。</li> <li>・具体的な修正案は次のとおり。 (第2パラグラフ) 「・企業向けアンケートによると、約8割の企業が・・・（中略）企業における生物多様性の主流化にも進捗が見られる（生物多様性に関するアンケート（2018年2月）・・・（以下略）」 (第3パラグラフ) 「・一方で、内閣府が実施した調査では、個人ベースで見ると、生物多様性の言葉の認知度・・・（中略）、講じられた措置は部分的に効果があったと評価した（アンケート名（内閣府））。」</li> </ul>	<p>ご指摘を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人日本経済団体連合会、経団連自然保護協議会、生物多様性民間参画パートナーシップが企業向けに行ったアンケートによると、約8割の企業が環境報告書やホームページ等を通じて生物多様性に関する情報の公開を行っており、8割を超える企業が事業活動と生物多様性の関係性の把握を行っている。また6割を超える企業が生物多様性に関する取組を実施するに当たり目標を設定しているなど、企業における生物多様性の主流化にも進捗が見られる（生物多様性に関するアンケート（2018年2月））。</li> <li>・一方で、内閣府が個人を対象に行った世論調査では、生物多様性の言葉の認知度（その成果はセクションⅢ(7)図1を参照）、生物多様性国家戦略の認知度（その成果はセクションⅢ(7)図2を参照）などの指標は減少傾向にあることから、講じられた措置は部分的に効果的であったと評価した（環境問題に関する世論調査（2012年、2014年））。</li> </ul>	○
7	8	A-1	III	(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8ページの冒頭の記述では、「生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数の増加など、関連指標群の多くに進捗が認められる」と記載されているが、一方で、9ページの図4「生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数」のグラフ中のコメントでは、「大きな増減はない」と反対の記述をしている。</li> <li>・図4のグラフ中の記述を「参加団体数は着実に増加している」に修正して頂きたい。また、図4のグラフについても、数値の修正とH29までの数値の掲載をお願いしたい。（図4の「生物多様性自治体ネットワークへの参加自治体数」のグラフではH29までの数値が入っている） 【図4の数値（生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数）】 H24：501団体、H25：504団体、H26：509団体、H27：504団体、H28：521団体、H29：527団体</li> </ul>	ご指摘を踏まえ、図4の数字の修正を行うとともに、グラフ中の記述を「着実に増加」とします。	○
8	25, 27	B-2	II	-	生物多様性条約決議XI/03で推奨されているようなアウトカム指標、つまり農林業生態系に生息する生物種の種数・個体数などによる指標での定量的評価が全くなされていない。モニタリングサイト1000里地調査などの結果も用いて評価を行うべき。 具体的には、「様々な環境配慮型の農業が進められてはいるものの、モニタリングサイト1000里地調査の結果からは生物多様性の状況改善は見いだせておらず、過去8年間で在来植物の種多様性の減少や、ホタル・アカガエル・ウグイスといった里山の普通種の個体数の減少が全国の里地里山の調査地において確認された。」などと追記し、P27の「多方面で着実な進捗が見られている」についても「保全や環境配慮の十分な取り組みが行われていない大部分の場所については、全国的には生物多様性の喪失が止まっていない」と正当に評価すべき。	里地里山を含む農地生態系の生物多様性の評価については、モニタリングサイト1000等の結果も参考に「生物多様性及び生態系サービスの総合評価」により対応することとしていることから、原文のとおりとします。	
	27			(4)	多面的機能支払が行われている農地は全国的にはごく一部の面積にとどまるため、「多大な効果が得られた」は「多大な効果が得られている場所もある」と修正すべき。また、多面的機能支払いの取り組みの中には、水路のコンクリート三面張りや周辺地下水位の低下、放棄水田に成立した希少な湿地の単一園芸品種の植え付けなどで生物多様性に悪影響を与えていた事業も多く含まれていることにも留意して評価を行うべき。	多面的機能支払交付金は平成29年度は227万haの農地において取り組まれており、対象となる農用地面積の54%を占めており、また、地域資源の質的向上を図る共同活動として、生物多様性保全に配慮した施設の適正管理や水田を活用した生息環境の提供、水田の地下水かん養機能向上活動等の取組が全国各地で行われていることから、原文のとおりとします。	
9	27	B-2	II	(4)	27ページの6行目において、「子供」を「子ども」へ変更していただきたい。他の部分では「子ども」となっているが、この部分だけ「子供」になっているため。	ご意見を踏まえ、「子ども」に統一します。	○

No.	ページ	国別目標 (主要行動目標)	セクション	(番号)	意見内容	回答案	修文あり (○)
10	26	B-2 (B-2-3)	II	(1)	26ページ、セクション2、主要行動目標B-2-3に関して、TAC魚種を8魚種選定していることにふれられていない。世界で水産物の需要と供給が増えていく中、国際的に水産資源の管理を進めていくのは急務であり、ABC等を元にしたTACおよびIQをどれだけ進めているかは、大切な情報であると考える。そのため、国として選定しているTAC魚種は8種であると、情報を明記していただきたい。	ご指摘を踏まえ、国別目標B-2 P.26 セクションII (1) B-2-3に、次のとおり追記します。  P.26「・・・資源管理計画の作成（その成果はセクションIII(7)図36を参照）、 <u>TAC対象魚種の増加（7魚種→8魚種）</u> 、赤潮・貧酸素水塊対策、・・・」	○
11	49	B-4	III	(4)	49ページの6行目において、「捕獲努力量あたりのマングースの捕獲頭数が減少」とそれに関連する図があるが、ここからではマングースの個体数が減少したとは言えないため、マングースの個体数増減に関するグラフがあればそちらの方が適切だと思われる。	野生動物の生息数を正確に把握することは困難であることから、「捕獲努力量あたりのマングースの捕獲頭数」を指標としております。	
12	49	B-4	III	(4)	49ページの6行目において、「やんばる地域のヤンバルクイナの生息個体数も増加傾向」とあるが、これを示す図等の根拠を入れていただきたい。	環境省では、ヤンバルクイナの生息数の傾向を見るために2007年度よりコールバック(鳴き返し)調査によるモニタリングを行っており、生息メッシュ数は2012年度まで増加し、その後横ばいとなっていることを確認しております。このため、長期的に見るとヤンバルクイナの個体数も増加傾向にあると考えています。下記のURLにて調査結果の概要が示されていますのでご参照ください（「ずっとやんばるP8」）。 <a href="http://www.ufugi-yambaru.com/shiryou/documents/2014zuttoyanbaru.pdf">http://www.ufugi-yambaru.com/shiryou/documents/2014zuttoyanbaru.pdf</a> また、ご意見を踏まえ、国別目標B-4 P.49 セクションIII(4)の該当部分の記述を次のとおりとします。  ・特定外来生物の指定種類数及び未定着種類数、防除の確認・認定件数はともに増加した。奄美大島及び沖縄島やんばる地域でのマングースの捕獲頭数は着実に減少しており、この結果、両地域ともに事業開始当初と比較すると生息状況は改善していると考えられる。奄美大島においてはアマミノクロウサギのこれまで未確認だった新しいメッシュでの確認がなされている一方で、直近の生息確認メッシュ数が減少しているとのデータもある。沖縄島やんばる地域においては、ヤンバルクイナの生息メッシュ数は、 <u>長期的には増加傾向にあるが、近年は目立った改善は見られておらず、</u> （セクションIII(7)図60を参照）、マングース以外の外来種（ノネコ等）の影響やその他の生息環境の変化などの要因も影響している可能性がある。	○
49		B-4	III	(4)	対策の講じられている侵略的外来種の一部については十分な成果が上がっているものの、それ以外の外来種については全般的には新たな定着や個体数の増大が進んでいることを追加情報として加筆すべき。例えば「一方で、全国の里地里山で行われているモニタリングサイト1000里地調査では、記録される外来植物の種多様性が経年的に増加しており、また特定外来生物のアライグマ・ガビチョウなどの個体数・分布範囲も増大傾向にある。」	セクションIIIの(4)については、セクションIIに記載した事項に関する関連情報についての追加提供するものであり、ご提案いただいた情報はこれに該当しないため、原案どおりとさせていただきます。いただいたご意見については今後の外来種対策の参考とさせていただきます。	

No.	ページ	国別目標 (主要行動目標)	セクション	(番号)	意見内容	回答案	修文あり (○)
13	55	B-5	II	(1)	<p>「サンゴ礁以外の脆弱な生態系に対する人為的圧力等の特定や生態学的許容値の設定には至っていない。」とあるが、サンゴ礁についても、それが示されたものは見当たらない。前段にある「サンゴ礁生態系保全行動計画」は2016年に改訂されているが、サンゴ礁についての人為的圧力等の特定や生態学的許容値の設定は見られない。</p> <p>また、「サンゴ礁生態系保全行動計画」の達成状況調査が、愛知目標10の有効性の評価に用いられたツールまたは手法として挙げられているが、11名の有識者へのアンケート調査の4段階評価の点数を元にしたものである。これは「サンゴ礁生態系保全行動計画」の改訂のための評価ツールであり、愛知目標10に対して「講じられた措置は効果的であった」かを評価するツール・手法とするには、主観的であり根拠とは言い難い。</p> <p>保全行動計画の策定がなされたという点においては効果があったと言えるとは思うが、全体目標が設定されていないため、効果の程度がわからない。また、達成年を2020年ではなく、2015年と繰り上げなくてはならなかつたほど緊急で深刻な課題であったことを考えると、「その生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を推進する。」という目標の実施にむけた進捗状況は、「目標に向けて進歩していなかった」、「まだやるべきことが多くある」といった</p>	<p>ご意見も踏まえつつ、また「目標に向けて進捗しているが不十分な速度」を選択した理由をより明確にするため、国別目標B-5 P.55 セクションII B-5-1における該当部分の記述を次のとおりとします。</p> <p>・また、日本における気候変動の影響及びリスク評価に関する検討を進めているが、サンゴ礁以外の脆弱な生態系に対する人為的圧力等の特定や、サンゴ礁を含めた脆弱な生態系に対する人為的圧力等の生態学的許容値の設定には至っていない。他方で、2016年度より、サンゴ礁や高山地域における脆弱な生態系に関する気候変動への適応策検討に取り組んでいます。</p> <p>サンゴ礁生態系保全への取組については、サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020の進捗に関する中間評価作業に現在着手しているところですが、同計画に関連する様々な施策が実施されていることを確認しています。また、サンゴ礁や高山地域における脆弱な生態系に関する気候変動への適応策検討も進められていることから、目標の実施に向けた進捗状況は原案のとおり「目標に向けて進捗しているが不十分な速度」とします。</p>	○
14	63, 67	C-1	II, III	-	<p>わが国の海洋保護区は、面積約369,200km<sup>2</sup>、領海及び排他的経済水域に対する割合は約8.3%と整理したとあるが、大きな割合を占める海洋水産資源開発促進法に基づく沿岸水産資源開発区域（改定の改変、掘削などの開発規制）の指定は4道県（北海道、石川県、島根県、大分県）のみで、水産対象種しか考慮されていないため保全効果は限定的と考えられる。</p> <p>また、国立・国定公園の海域地区（自然公園法）、自然環境保全地域の海域特別地区（自然環境保全法）、国指定鳥獣保護区の特別保護地区と鳥獣保護区（鳥獣保護法）、天然記念物地域指定（文化財保護法）、保護水面（水産資源保護法）などの厳正に保護されている地種区分は、合計すると領海および排他的経済水域の0.016%のみである。国立・国定公園の普通地域（海域）を含めれば領海および排他的経済水域の0.428%となる（2011年の発表当時）。</p> <p>また、日本が整理した海洋保護区と、国連環境計画の世界データベース（WDPA）でも大きな差がある。日本の整理が国際的に受け入れられるのか再考すべきではないか。自国の整理でなく、世界に認められる海洋保護区のみを示すべき。</p> <p>（保護地域の世界統計を行っているUNEP-WCMCが、2017年6月にカウントした日本の海洋保護区は19,940km<sup>2</sup>（日本のEEZの0.5%）とある。  * <a href="https://www.cbd.int/doc/press/2017/pr-2017-06-05-mpa-pub-en.pdf">https://www.cbd.int/doc/press/2017/pr-2017-06-05-mpa-pub-en.pdf</a> 上記PDFの2ページ目に各国の海洋保護区面積を出したエクセルへのリンクが張られている。</p> <p>今のWDPAには、協働漁業権区域89000km<sup>2</sup>が入っている。沿岸水産資源開発促進法に基づく区域のうち沿岸水産資源開発区域223km<sup>2</sup>はデータが入っているが、指定海域309,000km<sup>2</sup>はデータが入っていないのか表示がされない。それをカウントすると、protectedplanetを見ると、日本の海洋保護区は109,000km<sup>2</sup>（海の2.4%）指</p>	<p>我が国において、海洋保護区は「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域」と定義しており、その中には、「自然景観の保護等」、「自然環境又は生物の生息・生育場の保護等」、「水産生物の保護培養等」といった多様な目的の保護区が含まれる形で、従来より整理しています。</p> <p>また、御指摘の世界保護地域データベース（WDPA）に対しては、我が国の海洋保護区のデータをWDPAへ掲載するにあたり保護区間の重複を排除した面積の算定作業で技術的課題があり、現在事務局と調整中です。なお、いずれの地域についても、保護区として認められないと返答は受けておりません。このため、原案のとおりとします。</p>	
	63, 67	C-1	II, III	-	NACS-Jが2013年に公表した調査結果（『保護地域アトラス』）によれば、標高別でみると自然公園の分布は高標高域に偏っていることがわかる。とくに厳正に保護されている特別保護地区・第一種特別地域のほとんどは高標高域、つまり山岳部に分布している。反対に、保護地域外は低標高域すなわち里山や都市部などである。植生帯の境界とおよその標高でみると北海道・東北の冷温帶落葉広葉樹林と、その他の地方の暖温帶常緑広葉樹林の割合が高いことがわかる。四国は1000m以上の山岳地域があるが特別保護地区に指定されていない。国土面積割合は重要な指標であるが、生物多様性の観点から重要度の高い場所が含まれていることが必要である。面積の内訳も評価すべきである。	<p>環境省ではこれまでに、自然環境（生態系及び地形地質）の観点から重要な地域を抽出し、既に指定されている国立・国定公園区域との重複状況の分析（ギャップ分析）を実施しており、このギャップ分析を参考に、国立・国定公園の新規指定や拡張を進めているところです。頂いたご意見については、今後の業務の参考とさせて頂きます。</p>	

No.	ページ	国別目標 (主要行動目標)	セクション	(番号)	意見内容	回答案	修正あり (○)
15	75	C-2	II	(1)	<p>愛知目標の戦略Cについて、国別目標達成のために講じられた実施措置として「これまで評価の対象としていなかった海洋生物について、（中略）平成29年3月に初めてのレッドリストを公表した。」とあり、追加の情報でも海洋生物のレッドリストにふれ56種が絶滅危惧種に評価されたとしている。海のレッドリストが公表されたことは大きな前進といえる。</p> <p>ただし、海洋生物のレッドリストは、環境省と水産庁で別々に評価された。水産庁は水産資源評価を実施している種や小型鯨類など合計94種を評価し絶滅危惧に指定されたのは0種、環境省はそのほかの海洋生物を評価し絶滅危惧に56種を指定。だが、魚類・甲殻類・サンゴ類などの生物は、海の中では密接に関係して海域生態系をつくり上げている。</p> <p>海洋生物の生息状況が適切に把握され、効果的な生物多様性保全を行っていくには、省庁ごとではなく、海域のデータを総合的・科学的に評価することが必要である。また、海洋生物のレッドリストは、世界基準とされる国際自然保護連合（IUCN）のレッドリストと同じ評価項目を用いながら、日本独自の評価ルールを設定しているため、世界的なレッドリストの評価基準を満たしていない部分がある。これらは評価の実施における障壁といえるものであり、明記しておくべきと 考</p>	海洋生物に関するレッドリストについては、76ページの中ほどに記述している通り、今後レッドリストの統合や対象種の拡充を検討しつつ、改訂作業を進めることとしています。その他、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。	
	3, 5	A-1 (A-1-1, A-1-5)	II	(1)	主要行動目標A-1-1およびA-1-5（3, 5ページ）では、自然資本経営に関する記述を追加すべき：環境省は2014年に『国際シンポジウム「自然資本と企業・自治体経営』を開催し、普及啓発活動を行っている。これに続き、NGOの取り組みとして、国際ネットワークである自然資本コアリシヨン（Natural Capital Coalition）との連携が進み、自然資本プロトコルの日本語版も作成され、企業への自然本経営の導入支援が行われている。	ご意見を踏まえ、国別目標A-1 P5 セクションII (1) 主要行動目標A-1-5に、次のとおり追記します。  自然資本に関連し、環境省は2014年に国際シンポジウム「自然資本と企業・自治体経営」を開催し、自然資本経営に関する国内外の動向を紹介した。これに続き、NGOや企業等が連携し、自然資本コアリシヨンが発行した「自然資本プロトコル」の日本語版の作成や、企業への自然資本経営の導入支援などが行われている。	○
	85	D-1 (D-1-3)	II	(1)	（85ページ）日本「国」としての報告であるため、最初の「。。。参加した」という表現は、『COP10の機会に。。。支援した。また。。。促進するため「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク」が設立された』のようにすべき。	環境省として、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ及びSATOYAMAイニシアティブ推進ネットワークに参加していることから、原案のとおりとします。	
16	92	D-1	IV	(3)	（92ページ）最初の段落末尾に追記：「また、地球環境ファシリティの資金を受け、GEF-Satoyamaプロジェクトが日本の団体の協働のもと実施され、10か国でのプロジェクト支援と、グローバルな知見創出・能力構築活動を進めている。」	ご意見を踏まえ、P. 92 セクションIV(3)第1バラグラフ末尾に、次のとおりGEF-Satoyamaプロジェクトの取組を追記します。  ・ SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）の～（中略）～それに基づく知見の発信に貢献した。また、地球環境ファシリティの資金を受け、GEF-Satoyamaプロジェクトが日本の団体の協働のもと実施され、10か国でのプロジェクト支援と、グローバルな知見創出・能力構築活動を進めている。	○

No.	ページ	国別目標 (主要行動目標)	セクション	(番号)	意見内容	回答案	修文あり (○)
126	E-2	IV	(2)	国際的な資源動員については、その報告にとどまっている。地球環境ファシリティの第6期増資では世界最大のドナーとなったこと、クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPF）には2000年から出資を続けていること、生物多様性日本基金などを記述し、世界の生物多様性ファイナンスへの貢献を具体的に説明すべき。 ※CEPFは、設立からこれまでに、世界の生物多様性ホットスポットの保全活動に2億2400万ドルを提供、92か国で2200団体の活動を支援、1250種の世界的な絶滅危惧種の保全に貢献、1480万haの保護地域の設立と4570万haのKBAの管理強化に貢献、2800のコミュニティに直接裨益してきた、国際基金。	ご意見を踏まえ、P. 126 セクションIV(3)に、次のとおり国際的な資源動員に対する我が国の貢献について追記します。  ・世界全体での愛知目標達成に貢献するため、地球環境ファシリティ（GEF）や生物多様性基金を活用した国際支援を行っているほか、クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPF）にも2000年から出資し、絶滅危惧種が多く生息し、生物多様性が脅かされている途上国のホットスポットの保全活動に貢献している。	○	
	-	-	-	英訳の際、「里地里山」と「SATOYAMA」が混同されないよう注意していただきたい。	ご意見は業務の参考とします。		
76	C-2 (C-2-3)	II	(1)	主要行動目標C-2-3については、世界自然遺産登録地である小笠原でのアカガシラカラスバトの域内保全の取り組みを成功事例として記載すべきである。最大の阻害要因と考えられたノネコの捕獲事業を進めたことにより、アカガシラカラスバトの生息数や繁殖成功率が格段に改善したことは、外来種対策及び絶滅危惧種保全の域内での取り組みの成功事例である。	ご意見を踏まえ、国別目標C-2 P. 76 セクションII (1) C-2-2に、次のとおり追記します。  ・小笠原諸島の固有亞種であるアカガシラカラスバトの個体数は過去数十羽にまで減少したとされるが、森林域におけるノネコ排除、サンクチュアリーの設定、餌木の増殖等の関係機関と連携した各種取組により、個体数は回復傾向にある。	○	
122	E-2	II	(4)	(4)に、「市民科学」が有効なツールとなり、科学的基盤強化と能力向上が効果的に進んでいることを追記すべき。例えば「モニタリングサイト1000では、森林・里地里山・湖沼・砂浜などのモニタリングにおいて市民が主体的に参加する「市民科学」の手法が効果を挙げており、里地調査だけでもこれまでにのべ3万日の調査に延べ8万人以上が参加し160万件のデータが収集された。長期にわたって参画している市民科学者の生物同定能力の向上も認められ、世界分類学イニシアティブへも寄与している。」  CBD-COP11で決議された世界分類学イニシアティブの能力開発戦略に基づき、これまでの国内での取り組み状況についても追加的情報に記述すべきである。	ご意見を踏まえ、国別目標E-2 P. 122 セクションII (4)に、次のとおり追記します。  ・モニタリングサイト1000では、一部の生態系の調査において市民が主体的に参加する「市民科学」の手法によりモニタリングが実施されており、長期に渡り参画している市民科学者の生物同定能力の向上も認められ、世界分類学イニシアティブへも寄与している。	○	
17	125	E-2	IV	モニタリングサイト1000の市民科学の取り組みがコスタリカでの「参加型生物多様性推進プロジェクト」(MAPCOBIO)に大きく貢献したことについて追記。	ご意見を踏まえ、国別目標E-2 P126 セクションIV (3)に、次のとおり追記します。  ・ベトナムにおいて生物多様性データベースの構築を支援するプロジェクト、パラオにおいて気候変動のサンゴ礁への影響等に関する科学的知見の充実化及び科学と政策の結びつきの強化を支援するプロジェクト、コスタリカにおいて参加型保護区管理のモデル確立とその共有を支援するとともに参加型生物多様性保全に関する知識の体系化・共有を日本国内の市民参加型の調査に関する経験を踏まえて支援するプロジェクトを実施する等、途上国における科学的基盤の整備に貢献した。	○	

No.	ページ	国別目標 (主要行動目標)	セクション	(番号)	意見内容	回答案	修文あり (○)
	126	E-2	IV	(3)	国際的な貢献について、セクション2と3も含め、ESABIIの取り組みと成果については「GTIへの貢献」という観点から書き直し、十分に記述すること。	ご意見を踏まえ、国別目標E-2、P. 120 セクションII(1)E-2-2およびP. 123 セクションIII(4)に、次のとおり追記します。  【セクションII】 <主要行動目標E-2-2> <ul style="list-style-type: none"><li>・「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（AP-BON）」を設立し、GBIFやGEO-BONなどの国際プログラムとの連携・協力を図りながら、同地域におけるネットワークの活動を支援した。</li></ul> ・東・東南アジア地域における生物多様性に関する情報の収集・整理や、分類学に関する研修などを行う「東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII）」を設立し、毎年2回程度の研修を開催して同地域の若手研究者や行政官の分類学に係るキャパシティビルディングを行うことにより、「世界分類学イニシアティブ（GTI）」の推進に貢献した。  【セクションIII】 <ul style="list-style-type: none"><li>・1/25,000の植生図の整備、モニタリング調査の継続実施、GBIF (Global Biodiversity Information Facility : 地球規模生物多様性情報機構)へのデータ登録、AP-BONを通じた研究者ネットワーク、ESABIIを通じたキャパシティビルディングといった生物多様性関連情報の収集、提供、共有等の体制整備が着実に進んでいる。</li></ul>	○
18	—	—	—	—	漁協や農協、森林組合が組合員と一緒にになって環境保全にあたっているという記載が少ないと思います。たとえば、漁協であれば、全国青年女性漁業者交流大会で資源管理について各都道府県の漁業者代表が学びあう機会を毎年開催しています。また、里海シンポジウムや資源管理講習会も開催され、都道府県の先進事例を学び、地元で実践しています。漁協女性部が利用している「わかしお石鹼」、生協の石鹼運動などの記述も必要だと思います。農協であれば、水利施設の保全や低農薬など環境に配慮した農業を農協も技術指導しています。どうぞご検討いただきますようお願いいたします。	ご意見を踏まえ、国別目標A-1 P. 4 セクションII (1) A-1-1に、次のとおり追記します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・全国漁業協同組合連合会は「全国青年・女性漁業者交流大会」を開催し、全国の青年・女性漁業者による資源管理、資源増殖及び環境保全等の取り組みに関する日頃の研究・実践活動の成果の発表や情報の共有等を行っている。また、全国漁協女性部連絡協議会では、浜の環境保全活動として同協議会のブランドで販売している天然原料使用の石けんの使用推進などを行っている。</li><li>・全国農業協同組合連合会は水田が多様な生物の生息地として重要であることを伝えるため、2005年より各都道府県のJA、生産者、生活協同組合、NPO法人らと協力して「田んぼの生きもの調査」を延べ479回実施している。また、参加者は小学生とその保護者を中心に、延べ24,000人以上となっている。（2018年3月時点）</li></ul>	

No.	ページ	国別目標 (主要行動目標)	セクション	(番号)	意見内容	回答案	修正あり (○)
19	129	—	V	Target4 Target5	P129 GSPC Target4: 日本自然保護協会(2013)日本の保護地域アトラス P34 の標高別の自然公園の分布の結果に基づき、高標高域は自然公園に指定されている割合が高い一方で、低標高域や北海道・東北地方の冷温帯域や、暖温帯域については全国的に自然公園から外れている割合が高い、ことについて追記すべきである。  P129 GSPC Target5: 日本自然保護協会(2013)日本の保護地域アトラス P35-36 の標高別の植物群落RDBの結果に基づき記述すべきである。	ご意見を踏まえ、P. 129 GSPC Target4及び Target5に次のとおり追記します。  (Target4) ・環境省では、平成19 年度から平成22年度にかけて、国立・国定公園総点検事業を実施し、自然環境（生態系及び地形地質）の観点から重要な地域を抽出し、既に指定されている国立・国定公園区域との重複状況の分析（ギャップ分析）などを行っている。その結果、すでに多くの重要地域が国立・国定公園として指定されていることが確認されたが、琉球諸島の亜熱帯林、北海道西部の夏緑樹林、沿岸の干潟及び塩性湿地については、国立・国定公園に指定されている割合が比較的低く、保護地域の指定状況が十分でないことが判明しており、これらの結果に基づき、現在国立・国定公園の新規指定や拡張等を順次進めている。  (Target5) ・環境省では、平成23年度に生物多様性保全上の核（コア）となる重要な地域と保護地域との重複状況の分析（ギャップ分析）をしており、生物多様性保全上重要な地域の5割強が保護地域の中に含まれていることを確認している。	
20	—	—	VII	—	セクション7において「ですます」と「である」が混じっており、どちらかに語尾を統一していただきたい。	ご指摘を踏まえ、語尾を統一します。	○
21	—	—	—	—	全体を通して「若者（ユース）」というキーワードが全くないことに違和感を感じた。例えば、2016年に開催されたCBD-COP13の議題12「能力構築、技術・化学協力、技術移動とクリアリングハウスメカニズム（Capacity-building, Technical and Scientific Cooperation, Technology Transfer and the Clearing-house Mechanism）」では、能力構築（キャパシティビルディング）における女性とユースの役割の重要性を訴え、条約の実施を促進するために協力しあうセクターの1つとして、「女性とユース」という文言が決議に反映されている。このように「若者」の参画はCBD-COP13の場でも重要であることが合意されていることから、A-1の「教育」や、E-1やE-2の「能力構築」といったところで、「若者」が参画していることを示すことは大切だと考えられる。具体的には、3ページのセクション2、(1)【主要行動目標 A-1-1】において、冒頭に「有識者、経済界、NPO・NGO、地方自治体、政府など多様な主体の参画を得て」とあるが、ここへ「若者」も入れていただきたい。	ご意見を踏まえ、国別目標A-1 P.3 セクションII (1)A-1-1の1パラ目に「ユース」を追記し、以下のとおりとします。  ・愛知目標の達成に向けた各セクターの参加と連携による具体的な行動を推進することを目標に、有識者、経済界、NPO・NGO、ユース、地方自治体、政府など多様な主体の参画を得て、・・・（以下省略）。	○

No.	ページ	国別目標 (主要行動目標)	セクション	(番号)	意見内容	回答案	修正あり (○)
22	—	—	—	—	<p>(全体について) 国別報告書は、「地域社会の完全かつ効果的な参加」の下で作成されることが条約決議(XIII/27など)によってこれまでも強く推奨されてきた。それにも関わらず、今回の第6次報告書作成においては市民・NGOセクターとの事前対話の機会は前回第5次報告書の際より少なくなっており、明らかに政策的対応が後退している。このため本報告書案は、記述の大部分が国が主体となって行った施策のみで占められており、過去8年間で全国各地で民間によりなされた成果の記載が極めて不足している。参加型での作成プロセスを十分に担保する意味から、本パブリックコメントをうけた報告書案の改訂にあたっては、国民や各自然保護団体から寄せられた意見・情報を出来る限り多く報告書に反映させること。</p> <p>生物多様性条約では、愛知ターゲットの評価に使用する推奨指標が決議(XIII/28やXI/03)に基づき設けられているものの、本報告書案で使用されている指標の大部分が「どんな政策をどれだけ行ったか」の行動指標であり、実際に生物多様性の損失速度や生態系サービスの状況が改善したのかのアウトカム指標がほとんど適用されていない。 これは、決議XI/03以前に我が国が率先して早い時期に国別目標および評価指標を定めたことに起因すると思われるが、その結果「生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」とする愛知目標について、過大評価となっている・本来的な評価となっていない、といった問題が生じている。各評価の有効性の評価に関する項目で、この課題に言及するべきである。 また、既存の国別目標に対応するデータではなくとも、モニタリングサイト1000や田んぼの生きもの調査など生物多様性・生態系サービスの現況に関するデータを本文（特に各目標のセクション3の(4)追加的情報）に十分記載し、それに照らした評価を行うべきである。</p>	<p>パブリックコメントに寄せられた意見については、内容を踏まえて適切に対応しております。なお、本報告書案の作成にあたっては、事前に複数の団体及び学会と意見交換を行っており、前回の報告書作成時と同様に市民・NGOセクターとの事前対話の機会は確保しています。</p> <p>また、国別報告書についてはあらかじめ設定した指標等を用いて施策の評価を行っていますが、評価の方法についてのご意見は今後の参考とさせていただきます。なお、生物多様性の損失速度や生態系サービスの変化については、モニタリングサイト1000等の結果も参考に「生物多様性及び生態系サービスの総合評価」により対応することとしています。</p>	
23					クロマグロの漁については産卵期のまきあみ漁をまず規制すべきです。そして数年後にどれくらい変化があったかのトラッキング調査をするべきです。 またまきあみ漁の漁獲枠を制限するだけで十分に世界基準に対応可能です。	ご意見は今後の施策の参考とします。	